

所得税の確定申告の準備はお済みですか



確定申告相談期間 2月17日（月）～3月13日（金）

場所 るり色ふるさと館 1階ホール ※（土日祝日を除く）

確定申告の時期が近づいてきました。所得税は、納税者自身が所得と税額などを計算し、正しい申告と納税をする「申告納税制度」をとっています。

また、所得税がかからない人（所得が所得控除額以下の人）でも、営業・農業・不動産等の所得がある人は、所得状況把握のため住民税の申告が必要になります。該当する人は必ず申告をしてください。

確定申告の流れ

事前に、確定申告に必要な書類（明細書・証明書等）をそろえ、医療費控除や事業等の収支内訳書等の計算を済ませた上で、次の①②③いずれかの方法で申告をしてください。

①久留米税務署で申告

2月17日（月）～3月16日（月）（土日祝日を除く）までの期間中に、久留米税務署の確定申告会場で直接申告をしてください。

②市役所の相談会場で申告

2月17日（月）～3月13日（金）（土日祝日を除く）は、るり色ふるさと館に確定申告相談会場を開設します。

※青色申告・消費税については、本会場での受付はできません。

※申告相談の内容によっては、本会場での受付ができないことがあります。

（例：山林・譲渡・収用・配当などの所得申告や、住宅借入金特別控除・専門的な知識が必要なものなど）

③自宅のパソコンから申告

■自宅等のパソコンで、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」において金額を入力し、税額などが自動計算された上で、提出用の確定申告書を印刷し、書類を郵送で税務署へ提出してください。

※確定申告書等作成コーナー

（<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>）

■インターネットのe-Tax（イタックス：国税電子申告・納税システム）を利用した確定申告もできます。こちらは郵送ではなくデータ送信なので、郵送の必要がありません。スマホ申告もできます。

※詳しくはホームページをご覧ください。

（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）

確定申告をする必要がある人

◎事業所得があった人

■商業、工業、農業などの自営業を営んでいる人

■地代、家賃、配当収入、不動産の売却収入などの所得のある人

※白色申告者でも、事業所得、不動産所得及び山林所得を生ずる業務を行っている場合は、確定申告をするときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」の添付が必要です。

◎株や土地・建物を売った人

株や土地・建物を売ったときや、土地・建物を国・県・市などに先渡し（収用）された場合も確定申告をしてください。

◎給与所得があった人

給与所得者の所得税は、通常年末調整で精算されますが、次のような人は確定申告が必要です。

■給与の年収が2千万円を超える人

■『給与所得・退職所得』以外の所得金額の合計が20万円を超える人

■2ヶ所以上から給料を貰っている人



確定申告に必要なもの

①税務署から送付された「申告書」「案内ハガキ」（送付されている人のみ）

②令和元年中の所得が証明できるもの

■給与、年金などの「源泉徴収票」、個人年金支払金額等のお知らせ（保険会社によって名称が違います。）

■給与明細書

■収支内訳書（事業所得・農業所得のある人）

③社会保険料控除証明書

■国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納付証明書、国民年金保険料控除証明書など

④生命保険料控除証明書

⑤地震保険料控除証明書

（平成18年度末までに契約した旧長期損害保険料については経過措置として対象になります）

⑥医療費控除を受ける場合

■医療費の明細書、医療費通知、保険などで補てんされる金額の明細書

※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける場合には、対象医薬品の領収書と健康の保持増進及び疾病の予防などの一定の取組を行ったことを明らかにする書類

⑦寄附金控除を受ける場合

■寄附金受領証、領収書や証明書

⑧雑損控除を受ける場合

■被害を受けた資産、取得時期、取得価格、取壊し費用、損害保険金額のわかるもの、

■市町村から交付された「罹災証明書」

⑨住宅借入金等特別控除(新規)を受ける場合

■家屋の登記事項証明書、請負（または売買）契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

※敷地等の購入に係るローンについても控除を受ける場合

■敷地等の登記事項証明書、敷地等の分譲に係る契約書の写し

※補助金等を受けた場合

■補助金の額を証明する書類など

⑩印鑑（電子送信の場合は不要）

⑪本人名義の通帳

⑫マイナンバー（個人番号）の記載、及び本人確認書類の提示又は写しの添付

※マイナンバーカード(写真入りの個人番号カード)を準備するか、通知カードと本人確認書類(免許証、保険証など)を準備してください。

※扶養親族等がいる方は扶養親族等のマイナンバー記載が必要です。

⑬昨年の確定申告書、収支内訳書の控え

■昨年も確定申告をされた方はその控えを持参いただけますと、申告の時間を短縮できます。

●問合わせ

税務課住民税係 TEL：75-4977

久留米税務署 TEL：0942-32-4461

～久留米税務署からのお知らせ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の提出ができます。

➤スマホで見やすい専用画面！

➤ステップ5つで手続き完結！

STEP 1 国税庁HPの確定申告書等作成コーナーへアクセス

STEP 2 e-Taxでの提出を選択

STEP 3 画面に従って金額等を入力

STEP 4 e-Taxで送信（生命保険料控除証明書などの添付書類は提出不要）

STEP 5 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方なども、スマホ専用画面をご利用いただけるようになりました。

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。

②ID・パスワード方式

事前に最寄りの税務署で①ID（利用者識別番号）と②パスワード（暗証番号）を取得する必要があります。

ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

①又は②の方式により送信してください。



作成コーナー
QRコード

いつでもどこでも **スマホ**で申告！